

羽曳野市電子入札運用基準

1. 趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

この基準は、羽曳野市が羽曳野市電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、その他の関係法令及び羽曳野市財務規則（平成 5 年羽曳野市規則第 24 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(2) 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ羽曳野市が指定及び公告等（一般競争入札の場合にあっては施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告をいい、公募型指名競争入札等の場合にあっては羽曳野市が別に定める要綱等に基づく告示をいう。以下同じ。）をする建設工事、建設コンサルタント業務等の発注案件に適用する。

2. 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 羽曳野市電子入札システム

羽曳野市の発注する入札業務を執行するための情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）（以下「システム」という。）

(2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の送受信により執行する入札

(3) 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札

(4) IC カード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 IC カード

(5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

3. 電子入札による案件の取扱い

3-1 電子入札の対象

上記 1 (2) に規定する入札案件は、3-2 に該当する場合を除き、電子入札のみにより行うものとする。

上記 1 (2) の規定により、この基準を適用する入札にあっては、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

3-2 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後は、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止しあらためて紙入札の手続きを行うものとする。

<やむを得ない事由の例示>

- ・システム上の障害等により、電子入札システムが長時間にわたり使用不可となった場合

4. 公告等における電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の公告等を行う場合は、その旨を明示する。

5. 案件の設定等

5-1 各受付期間等の設定

期間等日時の設定に当たっては、入札方式とも紙入札における運用に準じて設定する。

5-2 予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格は、消費税相当額を除く金額とする。

5-3 入札説明書等のファイルの形式

システムに登録する入札説明書及び設計図書等の電子ファイルの形式は、入札参加者等により書換えのできないように、原則として Adobe Acrobat で作成した PDF ファイルとする。

ただし、入札参加者が添付資料として提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel で作成したものとする。

5-4 公告日・告示日／公表日以降の案件の修正及び手順

公告日・告示日等以降において、入札案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更を行うものとする。

- ① 既に登録している修正が必要な入札案件には参加できないよう、入札締切日時及び開札日時等の変更を行い、入札参加者にシステム及びホームページ等を使用して連絡する。
- ② 修正が必要となった案件を新規入札案件として登録する。

6. 競争入札参加資格確認申請等

6-1 競争入札参加資格確認

競争入札参加資格確認申請書等の提出があったときは、入札参加資格の有無について開札前に行う入札参加資格の事前審査を行う。入札参加資格の事前審査については、申請者が入力した情報を対象に、システムによる自動審査及び画面目視により審査するものとする。審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合(以下「入札参加者」という。)は、一般競争入札については入札参加資格確認通知を、公募型指名競争入札については指名通知をシステムにより行い、入札参加資格要件を満たしていない場合は、一般競争入札については入札参加資格がない旨を記載した入札参加資格確認通知を、公募型指名競争入札については非指名通知をシステムにより行う。

6-2 添付書類の提出方法

競争入札参加資格確認申請の際に書類の提出を求める場合、システムにより提出させるものとする。

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。

電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 以降のバージョンで保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 以降のバージョンで保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat10 以降のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

(注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。本基準に基づき作成し、添付の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。

6-3 郵送を認める基準

添付資料等の容量が1MBを超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。

6-4 郵送の方法及び設定方法

郵送での提出とする場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、添付資料として下記の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- 1 郵送する旨の表示
- 2 郵送する書類の目録
- 3 郵送する書類のページ数
- 4 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。

6-5 ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。また、開札後にウィルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

7. 入札説明書・案件内容に対する質疑回答及び連絡事項の確認

7-1 入札説明書・案件内容に対する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札説明書において記載する方法によることとし、回答については羽曳野市のホームページの電子入札情報において提供するものとする。なお、質疑内容に入札参加者を特定できる内容が含まれるときは、当該部分についての回答を行わないものとする。また、公にすべきでない個人情報等に関する記載があるときは、当該部分について他の表現を用いるか、もしくは回答を行わないものとする。

7-2 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合は、システムにより情報を提供するものとする。システムによる公表が不可能な場合は情報公開コーナーにおいて公表する。なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備については、異議を一切認めないものとする。

8. 入札書等の提出

8-1 入札書の提出

入札書は、電子入札システムにより、入札金額、くじ入力番号等、必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取扱う。

8-2 入札書提出後の辞退等

電子入札システムにより、一旦、提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え又は撤回を認めない。

また、落札者が契約を締結しない場合は、違約金の徴収及び指名停止措置を行う。

8-3 入札書未到達の入札参加者

入札書受付締切時間になっても入札書がシステムに到達していない場合は、当該入札参

加者が入札を辞退したものとみなす。

8-4 入札金額内訳書の提出

入札金額内訳書の必要な場合は、電子ファイルをシステムにより提出させるものとする。
ただし、8-6に該当する場合を除く。
なお、入札説明書において提出方法を別途定める場合はこの限りでない。

8-5 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者が提出する入札金額内訳書の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次に掲げるものとする。
電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007以降のバージョンで保存
2	Microsoft Excel	Excel2007以降のバージョンで保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat10 以降のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

(注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。本基準に基づき作成し、添付の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。

8-6 郵送を認める基準

入札参加者が提出する電子ファイルの容量が 1MB を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

8-7 郵送の方法及び設定方法

6-4 と同様の取扱いとする。

8-8 ウィルス感染ファイルの取扱い

6-5 と同様の取扱いとする。

9. 開札

9-1 入札金額内訳書の確認

入札金額内訳書を必要とする入札案件においては、開札時に、入札参加者全ての入札金額内訳書を確認する。

9-2 競争入札参加資格の事後審査等

開札後に入札参加資格の審査を行うこととする事項にあつては、開札後、所定の期日までに必要書類の提出を求め、事後審査を行うものとする。

9-3 くじになった場合の取扱い

くじにより落札者の決定を行う場合には、入札書提出時に入力されるくじ値により電子くじを実施し、落札候補者を決定する。

なお、電子入札システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

- ① 入札書の任意の 3 桁以内のくじ用数値 (くじ値) に、入札書がサーバに到達した時間の秒 (入札秒=くじ用乱数) を足す (下 3 桁有効)
- ② くじ対象者について、入札書がサーバに到達した順 (入札順) に 1. 2. 3. . . . と到達番号を割り当てる。

- ③ 次の計算式によって「余り」を算出する。
くじ対象者の①の和／くじ対象者数
- ④ くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と②の到達番号が一致した者が落札者となる。

10. 開札状況の公開及び入札状況の公表について

プロジェクターによる開札時の操作模様（電子くじによる抽選等）を羽曳野市役所本庁4階契約検査課横入札室で公開するものとする。但し、機器及びシステムの障害等により公開が不可能な場合は、公開しないこととする。開札後、入札状況を公表する。但し、公正入札調査の必要があるときは、公表しないことができる。

11. 入札参加者のICカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

11-1 電子入札に使用できるICカード

電子入札に参加することができる者は、羽曳野市競争入札参加資格者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の登録をしている者の内、システムにICカード登録（利用者登録）をしている者とする。

なお、ICカードの名義は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 有資格業者名簿に登録されている者の代表者（以下「代表者」という。）
- ② 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について年間委任状により委任を受けた者

11-2 ICカードの登録審査

ICカードの登録審査は次のとおり行う。

- ① ICカード登録の審査は、システムにより行う。
- ② 入札参加者は一者あたり複数枚のICカード登録を行うことができるものとする。
- ③ ICカード登録審査が完了した者にのみシステムによる入札参加資格申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

11-3 ICカードが失効した場合の取扱い

11-1により電子入札に参加することができるICカードの利用者が当該業者に属さないこととなった場合等により当該ICカードが失効したときは、当該ICカードでの電子入札への参加を認めない。

ただし、当該業者内において当該失効したICカードの他に有効なICカードを有する利用者がある場合は、当該業者は、当該有効なICカードにより引き続き電子入札に参加することができるものとする。

なお、入札参加者に対してこのような事態に備えてICカードの複数枚の登録を行うことを推奨すること。

11-4 ICカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

11-5 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、指名停止措置を行う。また、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。さらに、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

1 2. システム上の障害時等の取扱い

1 2-1 入札参加者側のシステム上の障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い（当該入札参加者が利用不可のとき）

入札参加者側のシステム上の障害等により、電子入札を行うことができない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

なお、入札参加者に対しては、代替機器等の確保の検討を推奨するものとする。

1 2-2 羽曳野市側の電子入札システム等の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い（入札参加者の全てが利用不可のとき）

羽曳野市側の電子入札システム等に障害が発生した場合には、入札書受付締切時間及び開札時間の変更（延長）を行う（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については3-2参照）。

この場合にはホームページによる公表、ホームページによる公表が不可能な場合は情報公開コーナーにおいて公表する。

1 2-3 プロバイダ等、羽曳野市及び入札参加者以外の障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い（一部の入札参加者が利用できない場合）

入札参加者側のシステム障害等により、電子入札を行うことができない場合は、当該入札参加者が辞退したものとみなす。

なお、入札参加者に対しては、複数のプロバイダ・アクセス回線の確保の検討を推奨する。

（施行期日）

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

（施行期日）

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。